

(参考)今後の現任研修について

令和2年度より現任研修の受講条件が変更され、下記の通り旧カリキュラム受講者への新カリキュラム初回受講時の経過措置がありました。令和7年度からはなくなりました。

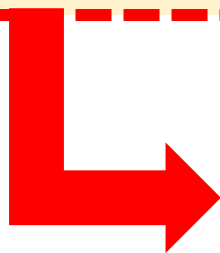
現任研修受講条件

- 初回の現任研修:過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること
- 2回目以降の現任研修:過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある事
又は、
現に相談支援業務に従事していること

※現に相談支援に従事していることとは、申し込み時点のことを指します。

【初回受講時の経過措置】

ただし、平成27年4月1日～令和2年3月31日の間に相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修を受講された方の、初回の現任研修については、上記の受講条件を求めないこととなっております。



令和7年度からなくなりました！